

青森県報

第七七十二号

令和八年
六月一日
(月曜日)

目次

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(福祉課) ……一

○保安林の指定予定……………(林政課) ……二

○右 同……………(同) ……二

○道路の供用の開始……………(道路課) ……二

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(東青農林水産事務所) ……二

○右 同……………(中南農林水産事務所) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(三八農林水産事務所) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○土地改良区の役員の住所変更……………(上北農林水産事務所) ……四

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五

告 示

青森県告示第三百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年六月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	令和十一年六月二日

青森県告示第三百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年六月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグむつ小川店	むつ市小川町一丁目一〇四の一	令和八・六・一

青森県告示第三百三十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年六月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

平川市碓ヶ関西碓ヶ関山一の三三六、船岡三五の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百三十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年六月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉二二四の二、二四三の九一、二四六の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九九の一から 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	令和八・六・一

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田

村土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県東青農林水産事務所長 澤 居 勇 人

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県三八農林水産事務局長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を令和八年五月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県西北農林水産事務局長 館 山 元 春

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県上北農林水産事務局長 工 藤 真 治

区役員の別	氏名	住 所	住所変更の年月日
監 事	小笠原 秋彦	旧住所 十和田市大字伝法寺字泉田五五の三 新住所 十和田市東二十一番町二九の一〇	令和八・二・二四

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月一日

青森県上北農林水産事務局長 工 藤 真 治

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	馬場 孝一	上北郡おいらせ町西下谷地三一の一	令和八・四・二就任
〃	吉田 桓紀	六戸町大字上吉田字上吉田二三	〃
〃	成田 健義	〃 おいらせ町阿光坊一七の一	〃
〃	木村 清美	八戸市大字市川町字下中平沖二〇の二	〃
〃	工藤 優美子	十和田市大字米田字桜平一〇七の二	〃
〃	小林 茂	上北郡六戸町大字柳町字百役八の一	〃
〃	田中 芳昭	〃 おいらせ町丈の端三六の一	〃
〃	田中 誠	〃 六戸町大字鶴喰字鶴喰二四	〃
〃	北向 憲雄	〃 おいらせ町秋堂五八の一	〃
〃	木村 忠一	〃 〃	〃
〃	野崎 武博	十和田市大字米田字一本松一四〇の一	〃
〃	小笠原 利行	〃 大字伝法寺字泉田六四	〃
〃	川上 茂	〃 大字米田字川尻一八	〃
〃	大竹 光雄	〃 〃 字種原一五〇の一	〃
〃	小笠原 秋彦	〃 〃 東二十一番町二九の一〇	〃
〃	小泉 信雄	〃 上北郡六戸町大字小平字小平四	〃
〃	田中 富栄	〃 おいらせ町南下田四五	〃
〃	馬場 孝一	〃 〃 西下谷地三一の一	〃
〃	吉田 桓紀	〃 六戸町大字上吉田字上吉田二三	八・四・二退任
理 事	木村 忠一	〃 おいらせ町西前川原一一	〃
〃	小林 茂	〃 六戸町大字柳町字百役八の一	〃
〃	大竹 光雄	〃 十和田市大字米田字種原一五〇の一	〃
〃	田中 誠	〃 上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰二四	〃
〃	北向 憲雄	〃 おいらせ町秋堂五八の一	〃
〃	田中 芳昭	〃 〃 丈の端三六の一	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭